

T-NETグループ人権方針

T-NETグループ（株式会社ティーネットジャパンおよびその連結子会社。以下同じ）の事業を支える役員および従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイト、派遣労働者、嘱託、定年退職再雇用者および求職者を含みます。以下同じ）がその人権を尊重され、各自の能力を十分に発揮し事業に貢献すると共に自らの幸せを実現することが、当社の発展と社会貢献につながります。当社はここに人権方針を定め、人権尊重の取り組みを推進してまいります。

T-NETグループのビジネスパートナー（顧客企業、業務提携企業、労働者派遣事業者、共同研究開発先および調達先企業を含みます）の皆様にも、本人権方針をご理解、支持いただくことを希望します。

1. 人権尊重へのコミットメント

T-NETグループは、国連の「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「国連指導原則」といいます）等の人権に関する国際規範を支持、尊重し、直接的にも間接的にも事業活動のサプライチェーン全体において生じる人権への負の影響の防止・軽減に努めます。

2. T-NETグループにおける人権尊重の取り組み

T-NETグループは、人権尊重に基づく企業活動を推進するため、以下に挙げる取組を重点的にを行います。

（1）個々の人権の尊重

役員および従業員における、年齢・国籍・性別・障がいなどの属性や価値観・経験などの多様性を認め、採用、昇進および教育をはじめとする機会の提供において差別を行わず、属性や多様性を活かして能力を発揮できるよう、仕組みや風土づくりを強化していきます。

（2）ハラスメントの禁止

パワーハラスメントおよびセクシャルハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを禁止します。また、ビジネスパートナーによる従業員に対するハラスメントを発見した場合、速やかにその解消を図ります。

（3）心身の健康の確保

従業員の労働安全衛生の確保、労働時間の適切な管理および適正な賃金の支払い等により、従業員の心身の健康を確保し、十分に能力が発揮できるための環境を提供できるよう継続的に取り組みます。また、従業員の団体交渉権等の労働基本権を尊重します。

（4）プライバシーの保護

ICT (Information and Communication Technology) の利用およびDX (Digital Transformation) の推進においては、役員および従業員をはじめとするあらゆる利用者のプライバシーを保護します。

（5）奴隷労働および児童労働等の禁止

強制労働をはじめとするあらゆる奴隷労働および児童労働を禁止します。

3. 推進体制

T-NETグループにおける本人権方針の順守、維持および改善に係る監督責任はコンプライアンスを管掌する役員が担い、コンプライアンスを統括する部署が中心となりグループ会社の関係部署と連携し、人権尊重の取り組みを推進します。

4. デューデリジェンス・ステークホルダーとの対話

T-NETグループは、国連指導原則に沿って、人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減に向けてどのように対処するかを検討するとともに、当該取り組みについて実効性を評価し、必要な情報を開示していきます。これらの取組等に際しては、ステークホルダーとの対話を重視し、必要に応じて外部専門家の知見を取り入れます。

5. 救済

T-NETグループは、人権侵害に関する相談窓口を社内および社外において設置しています。人権侵害に関する通報を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、国連指導原則に沿って、適切な救済・是正措置を実施します。

6. 教育・研修の実施

役員および従業員に対して、人権尊重に必要な教育および研修を継続的に行います。

7. 見直し

T-NETグループは、本人権方針および人権尊重の取組みについてリスク・コンプライアンス委員会において定期的に報告および審議を行い、事業や社会情勢の変化に伴い適宜本人権方針および取組みの見直しを行います。

以上

2025年7月1日

株式会社ティーネットジャパン
代表取締役社長 木本 泰樹

本方針は、株式会社ティーネットジャパンの取締役会において、2025年6月20日に承認されています。